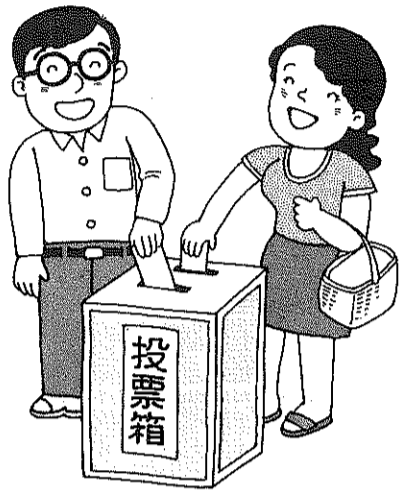


衆議院議員総選挙

投票

7月18日(日) 午前7時～午後6時



7月18日は、衆議院議員総選挙の投票日です。今回の選挙は、衆議院が解散されたことにより行われるもので、私たち国民の代表となる国会議員を選ぶ大切な選挙です。また、最高裁判所裁判官の適否を決める国民審査も同日に行われます。(なお、国民審査の不在者投票は7月10日から7月17日までです。)

八幡市で投票のできる人は

●やむを得ない理由により、市外へ旅行または市外で滞在する人
●指定された病院に入院、または老人ホームに入所している人(この場合、病院長などに申し出て下さい)

●日本国民
●平成5年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
●昭和48年7月19日以前に生まれた人

不在者投票は7月17日まで

選挙権があるのに、何らかの理由で投票日に投票できない人のために「不在者投票制度」が設けられています。この制度を利用して投票するのは、次に掲げる事項に該当する人です。
●投票区の区外で職務や業務につく人

●やむを得ない理由により、市外へ旅行または市外で滞在する人
●指定された病院に入院、または老人ホームに入所している人(この場合、病院長などに申し出て下さい)

不在者投票ができる期間は、7月4日から7月17日までとなっています。不在者投票をするときは、指定された病院に入院、または老人ホームに入所している場合を除き、市役所2階の選挙管理委員会事務局でその手続き(投票日に不在となることを申し出て、備付けの宣誓用紙に理由を記載し署名捺印して投票用紙の交付を受け)をしてください。投票はその場でしていただくことになります。この場合、印かんじ投票所入場整理券が送付されている人は、入場整理券も持参ください。なお、時間は午前8時30

選挙公報を配布 選挙家庭へ

「選挙公報」は、私が選挙で候補者を選ぶとき、欠かすことのできない大切な資料です。選挙も投票日の2日前までに各家庭にお届けしますので、参考にして下さい。また、配布に当たり、1日でも早く各家庭に行き渡りますよう、関係者のみなさんのご協力をお願いします。

在宅障害者は郵便投票も可

在宅の身体障害者のみなさんに選挙権行使の道を開くため、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。
●なお、請求最終日は投票日の4日前(7月14日)です。手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会に請求して下さい。

市内の転居は投票所に注意

八幡市の中で住所変更された場合は、届出日より投票所が変わります。今年6月25日までに届出した場合は、新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。
●今年6月26日以降に届出した場合は、転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。また、候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の事務従事者が投票者本人から直接お聞きして、投票者の代わりに候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票」という制度があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員にお気軽に申し出てください。

投票所の設置場所一覧表

Table with 3 columns: 投票区 (Polling District), 区域 (Area), 投票所設置場所 (Polling Station Location). Lists 22 polling stations across various districts like 一区, 二区, etc.

投票所入場整理券を忘れずに

本市では、有権者のみなさんに「投票所入場整理券」を郵送し、これを投票日に投票所へ持って来ていただき投票する「整理券方式」を採用しています。投票日には忘れずにこの整理券を持参してください。なお、整理券が投票日の3日前になっても届かない場合には、市選挙管理委員会(☎983-1111)へお問い合わせください。また万一、整理券を紛失されたときは、投票日の当日に投票所の係員に申し出てください。

お問い合わせ 八幡市選挙管理委員会 ☎983-1111 (内線3400)

あなたの投票所はここです

Map showing 22 polling stations (第1投票所 to 第22投票所) with their locations and nearby landmarks like schools, public buildings, and bus stops.

開票 とき 7月18日午後7時から ところ 男山公民館2階大会議室